

令和3年4月19日

生徒及び保護者の皆様

厚木東高等学校長

まん延防止等重点措置の実施期間中における県立高等学校等の教育活動について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、本県においては、4月20日から5月11日まで感染の拡大防止に取り組むことになりました。

については、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、生徒の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら次のとおり対応していくこととしました。

《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

《具体的な対応等》

ア 基本的な対応について

○ 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○ 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

○ 感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

○ 部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

○ 県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

エ 修学旅行等について

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

○ 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

オ PTA活動について

○ PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

カ 学校施設開放について

○ 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

※本校においては、引き続き、登校は8時30分までに、朝読書は8朝30分、朝のSHRは8時40分、授業開始は8時50分といたします。なお、今後変更する場合は、改めてお知らせします。

※これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、昼食時等の食事場面での黙食等の感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者におかれても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先
副校長 中川
電話 (046)221-3158 (代表)